

家庭児童相談室の取り組みについて（実績及び今年度予定）

1. 家庭児童相談室の体制（令和3年9月1日時点）

職員数：38名（在籍）	
（内訳）常勤職員	： 所長（保健師） 1名
	社会福祉士 10名
	保健師 7名
	教員 1名
	心理士 5名
会計年度職員	： 家庭児童相談スーパーバイザー 3名
	家庭相談員 8名
	事務員 3名

児童虐待の通告件数が増加する中、常勤職員を6名※増員するとともに、家庭児童相談スーパーバイザー3名体制を継続し、職員体制の強化を図った。

また、児童虐待防止事業に取り組むとともに、各種研修会への受講や児相所長等の経験を持つスーパーバイザーの指導・助言等により職員の専門性の向上に努めている。

※産前・産後等休暇職員、他課応援職員の5名を含む。

2. 要対協の取り組み及び活動実績

児童福祉法第25条の2第1項において地方公共団体は、要保護児童若しくは要支援児童（要支援児童等）及びその保護者又は特定妊婦の適切な支援を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めなければならないとされている。船橋市では子どもの虐待と関連の深いDV対策も含め、平成19年4月に「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置。行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者と連携して、虐待をはじめとする支援対象児童等に対する適切な支援を図ることができるよう、協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討協議会からなり、その目的により会議を開催している。

（1）代表者会議

代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として、次の3つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること
- ② 実務者会議からの活動状況の報告と評価に関すること
- ③ その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議を10月に開催。

(2) 実務者会議

実務者会議は、次の4つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 支援対象児童等に関する定期的な状況把握、主担当機関の確認、支援方針の見直し等に関すること
- ② 各種支援に関する情報の交換に関すること
- ③ 個別ケース検討会議における課題対応等の検討に関すること
- ④ 代表者会議への活動状況の報告に関すること

令和2年度は、4月、5月のみ新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため規模縮小で開催したが6月以降は月1回開催。

(3) 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等からお要請を受けて調整機関が構成員を招集し、適時開催するもので、次の4つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点や緊急度等の確認に関すること
- ② 個別の支援対象児童等の支援経過の報告及びその評価に関すること
- ③ 個別の支援対象児童等の支援方針や役割分担（主担当機関や支援機関等）の決定及びその認識の共有に関すること
- ④ 個別の支援対象児童等の支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること

令和2年度は211件、令和3年度は9月末日現在106件開催。

(4) 居住実態不明児童等対応検討会議

居住実態不明児童等対応検討会議は、関係機関等における情報共有と連携した対応により、居住実態が把握できない児童の安全を、速やかに確認することができるよう調整機関において構成員を招集し開催するもので、次の3つに掲げる児童について協議を行う。

- ① 居住実態が把握できない児童の状況把握、問題点等の確認に関すること
- ② 居住実態が把握できない児童の今後の調査等に関すること
- ③ 居住実態が把握できない児童の安全確認にかかる関係機関の役割分担に関すること

令和2年度は4回（うち1回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議）開催。

令和3年度は9月末日現在2回（うち1回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議）開催。

3. 関係機関との連携

関係機関との連携強化により児童虐待の早期発見、早期対応、発生防止を効果的に実施する。なお、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底、強化について（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を受け、昨年同様関係機関に対し、情報提供等の協力依頼を行った。

また、令和2年3月に「船橋市子ども虐待対応マニュアル」を再編し、改めて児童虐待対応について共通認識を図るため、関係機関に令和2年度に配布した。令和3年度は、前年度配布できなかった関係機関等に配布している。

（1）保育所・幼稚園・小中学校との連携

平成23年度から児童虐待ケースについて、保育所、幼稚園、小中学校などの協力を得て、毎月1回、書面で情報提供を受けている。

なお、平成24年度より家庭児童相談室に教員職1名を配置しており、小学校55校（令和3年度）、中学校27校、県立・市立特別支援学校を訪問し、要保護・要支援児童の早期発見に繋げるための虐待の通告について協力を依頼するなどの連携の強化を図っている。

引き続き、令和3年度においても保育所・幼稚園・小中学校等に協力を依頼し、連携を図る。

（2）主任児童委員との連携

平成23年度から主任児童委員の定例代表者会議に出席し、ケースに関する情報共有を図っており、令和3年度も年4回行われる同会議に出席して連携を図る。

（3）母子保健・子育て支援部門との連携

平成24年度から母子保健担当部署である地域保健課、各保健センターで構成する会議に参加し情報共有を図ってきた。29年度は集合型研修会を行い、児童虐待への理解を深め通告のタイミング等について伝えることで切れ目なく連携できる体制の整備に努めた。

また、令和元年度は児童虐待に関する啓発や連携強化を図るため、放課後ルーム職員や地域子育て支援課及び子育て支援センター職員等を対象として研修も行ったほか、関係機関からの依頼を受け、本市の児童虐待対応状況や通告方法等について説明を実施。さらに、子育て支援部等の庁内窓口部門の新規採用職員や異動者等を対象に研修を実施することにより、児童虐待への理解を深め、連携強化を図った。

令和3年度についても、引き続き関係機関との連携強化に努めていく。

4. 児童虐待予防の取り組み

(1) 養育支援訪問事業

子育てに不安を抱える家庭等、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員を派遣し、養育に関する専門的相談支援又は家事援助を行い、虐待の防止を図る。

専門的相談支援については千葉県助産師会船橋地区部会所属の助産師に委嘱し、家事援助については、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施する。

《令和2年度》

36家庭に対し養育支援訪問員を561回派遣。養育に関する専門的相談支援又は家事援助を実施した。

《令和3年度》

今年度も引き続き、養育に関する専門的相談支援又は家事援助を行い、虐待の防止を図る。

(2) 暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク（子育てのヒントを学ぼう）

親支援のためのグループワークで、親自身のストレスマネジメントや、効果的なしつけ方を学ぶことによって、子どもとの関係改善に繋げ、虐待の防止を図る。

《令和2年度》

参加者を市広報で公募し、3回1コースとし、10月から11月、12月から1月の計2コースを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10月からのコースは中止。2コース目は2回を1コースに短縮して実施し、延べ4人が参加。

《令和3年度》

令和2年度同様3回1コースとし、7月から8月、9月から10月、11月から12月、1月から2月の計4コースを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月からのコース及び9月からのコースは中止。今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため状況を見ながら判断していく。

市民への周知の機会を増やし、グループワークへの参加を呼び込むことを目的に6月にダイジェスト版として講座を1回開催し8名が参加。

5. 啓発活動

(1) 児童を対象とした相談啓発活動

○ 児童相談啓発カード

《令和2年度》

子ども本人からの相談を促すため、フリーダイヤルの番号を記載した児童相談啓発カードを作成し、小学4年生から中学3年生に配布した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策とした学校休校期間中の、在宅時における児童生徒のストレス等も考えられたことから、例年夏休み前に配布していたものを6月の学校再開に合わせて配布（35,000枚）した。

《令和3年度》

今年度も昨年度と同様に児童相談啓発カードを作成し、小学4年生から中学3年生の児童生徒に夏休み前に配布（35,000枚）した。



○ 児童相談啓発ポスター

《令和2年度》

子ども本人からの相談を促すことを目的としたポスターを作成し、市内小・中学校等関係機関に700枚を配布し、掲示を依頼した。

《令和3年度》

昨年度に引き続き、児童本人からの相談を促すことを目的としてポスター700枚を作成し、市内小・中学校等関係機関に配布し、掲示を依頼した。



令和3年度作成ポスター

(2) 児童虐待防止啓発活動

○ 児童虐待防止啓発ポスター・マグネット等

- ① 多くの市民に児童虐待問題に関心を持ってもらい、船橋の子供たちの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのか、児童虐待防止のための広報・啓発を目的としポスターを作成した。児童虐待通報という主体的なかかわりを持つことができるよう市内学校、保育所、幼稚園、医療機関、自治会等の関係機関に3,000枚配布した。
- また、みんなの掲示板（市内16か所）に掲示した。



- ② バス車内窓上ポスターを作成し、11月に京成バスシステム、新京成バスの車内に掲示した。



- ③ 11月の1か月間、公用車約28台及び市内のタクシー約400台（千葉県タクシー協会京葉支部へ協力依頼）の車体に、月間啓発マグネットを装着し、広く周知、啓発を行った。



《令和2年度》 児童虐待防止推進月間である11月を中心に啓発活動を実施した。

《令和3年度》 今年度も、引き続き啓発活動を継続して実施する。

○ 児童虐待防止推進イベント

《令和2年度》

児童虐待防止推進月間である11月に、市役所本庁舎美術コーナー及び保健福祉センターのロビーで、児童虐待防止啓発に関するポスター掲示等を行った。

《令和3年度》 今年度も、同様の取り組みを実施する。